

公告

2021年1月18日
京都府庁生活協同組合
理事長 山田 清司

住所不明組合員のみなし自由脱退手続きについて

京都府庁生活協同組合定款第10条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、下記のとおり「みなし自由脱退者」の公告を行います。

記

1 「みなし自由脱退」とは

毎年12月1日を基準日として、1年以上組合の事業を利用しておらず、住所の変更届を2年間行わなかったとき（住所が不明若しくは通知書等が所在不明等で2年間送達できていないとき）は、組合脱退の予告があったものとみなし、理事会での承認に基づき脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて脱退することをいいます。

2 今回対象となる組合員

2020年12月1日を基準日として上記1に該当する組合員で対象者名簿に登載された組合員とします。

3 公告期間

2021年1月18日～2021年2月17日

4 住所の連絡（お願い）

該当すると思われる方は、速やかに当生協総務課へお申し出ください。

なお、公告期間中は、対象者の名簿を当生協総務課に備え置き、当該組合員のみ閲覧可能とします。公告期間中に住所の確認が取れた組合員は、「みなし自由脱退対象者」から除外します。

5 公告後の処理

2021年2月17日までに届出のなかった対象者を「みなし自由脱退者」として、定款第10条第2項により、理事会での承認に基づき脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退となります。また、その結果については次の総代会で報告します。

6 脱退処理後について

脱退処理を行った事業年度以降は組合員資格を喪失しますが、2年間は出資金をお預かりしておりますので、お申し出いただければ出資金を返還します。

7 お問い合わせ窓口

〒601-8041 京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁内
京都府庁生活協同組合 総務課 TEL 075-441-7657
(営業時間 10時00分～18時00分)